

公 告

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和8年3月13日

支出負担行為担当官 平松 伸二
大分県警察会計担当官

一 競争入札に付する事項

- 1 業務の種類 大分県警察学校・機動隊庁舎空調設備保守点検等業務
- 2 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 3 対象施設 大分市大字福宗字鳴石2301番4 大分県警察学校・機動隊庁舎
- 4 業務概要
 - (1) 空調設備保守点検業務
 - (2) 中央監視装置保守点検業務
 - (3) 冷却水系多目的水処理管理業務
 - (4) 給湯ボイラー保守点検業務
 - (5) 浴槽循環ろ過装置保守点検業務（ろ過材補充含む。）

二 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- 1 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中「特別の理由がある場合」に該当する。
- 2 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者
- 3 契約担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 4 令和07・08・09年度内閣府競争参加資格審査（全省庁統一資格）において、資格の種類が「役務の提供等」のうち営業品目が「建物管理等各種保守管理」において「A」「B」「C」いずれかの等級決定を受け、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者
- 5 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として警察当局から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- 6 前記の各事項を証する資料を提出し、入札参加資格を有すると認められた者

三 契約条項を示す場所及び日時

1 入札説明書等の配付

- (1) 日時
令和8年3月13日（金）から同年3月31日（火）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）午前9時00分から午後5時45分まで
- (2) 場所
〒870-8502 大分市大手町3丁目1番1号 大分県庁舎新館8階
大分県警察本部警務部会計課管財係
TEL 097-536-2131 内線2295

2 現場説明

- (1) 日時

令和8年3月16日（月）から同年3月27日（金）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）午前9時00分から午後5時00分まで

(2) 場所

大分市大字福宗字鳴石2301番4 大分県警察学校

T E L 097-588-1246 内線202

※事前に前記時間内に連絡し、時間調整の上、訪問すること。

3 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、前記二の入札参加資格の確認を受けるため、入札説明書に定める証明資料を次のとおり提出しなければならない。

なお、提出された書類について県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。

(1) 提出の時期

令和8年3月13日（金）から同年3月31日（火）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）午前9時00分から午後5時45分まで

(2) 資料の提出先

前記三の1の(2)に同じ。

(3) 資料の提出方法

持参又は郵送とする。

なお、郵送による場合は、簡易書留郵便とし、提出期限までに大分県警察本部警務部会計課管財係に必着のこと。また、封筒に「大分県警察学校・機動隊庁舎空調設備保守点検等業務委託に係る一般競争入札参加資格確認書類在中」と朱書きすること。

四 入札書の提出期限及び開札の場所、日時等

1 入札書提出

期限 令和8年3月31日（火）午後5時45分

場所 前記三の1の(2)に同じ。

2 開札

日時 令和8年4月1日（水）午後1時30分

場所 大分市大手町3丁目1番1号

大分県庁舎新館9階 会議室

※受付は午後1時15分から実施する。

3 再度入札

開札をした場合において、落札者がいないときは、予決令第82条の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合は直ちにその場で、それ以外の場合は別に定める場所及び日時に行うものとする。

五 入札書の提出方法

入札書を直接提出する場合は、封皮に《大分県警察学校・機動隊庁舎空調設備保守点検等業務委託》と記載した封筒に入れ、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその商号又は名称）を記入の上、提出すること。

郵便により提出する場合は二重封筒とし、入札書の中封筒に入れ、外封筒の封皮に氏名（法人の場合はその商号又は名称）及び「4月1日開封《大分県警察学校・機動隊庁舎空調設備保守点検等業務委託》の入札書在中」と朱書きすること。ただし、簡易書留郵便又はこれに準ずるもので提出期限までに必着のものに限る。

六 入札保証金及び契約保証金に関する事項

免除する。

七 無効入札に関する事項

予算決算及び会計令第76条に規定する事項のほか、次に掲げる各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

1 金額の記載がないもの

2 入札に関する条件に違反したもの

3 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。

八 最低制限価格に関する事項

設定しない。

九 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

十 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を契約の相手方とする。

十一 その他

前記以外の詳細については、入札説明書による。